

# 農地・水保全管理支払交付金交付要綱

制定 平成23年4月1日付け22農振第2260号  
農林水産事務次官依命通知

## (通則)

第1 農林水産大臣は、農地、農業用水等の資源の保全と質的向上を図るため、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県、実施要綱第5に定める地域協議会（以下「地域協議会」という。）及び実施要綱別紙2第2の1に定める対象活動組織（集落）（以下「対象活動組織（集落）」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の対象及び交付率)

第2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

## (流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表の事業の欄に掲げる1から3までの経費の相互間の流用
- (2) 別表の3の事業の経費の内容の欄に掲げる(1)の経費と(2)、(3)又は(4)の経費との相互間の流用

## (申請手続)

第4 交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 共同活動支援交付金及び農地・水保全管理支払推進交付金  
適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が毎年度別に定める日までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 向上活動支援交付金  
ア 交付申請書の様式は、別記様式第2号のとおりとし、補助事業者は、地方農政局長等宛てに申請することとし、実施要綱別紙3第3の2の(1)に基づき都道府県知事が策定する事業実施に関する方針において、地域の推

進体制の中で、申請事務を担うこととして定めた者（以下「都道府県が定めた者」という。）が定める日までに、都道府県が定めた者に提出するものとする。

- イ 都道府県が定めた者は、アにより交付申請の提出があった場合は、別記様式第3号の交付申請報告書に補助事業者より提出された国宛ての交付申請書を添え、毎年度5月31日までに地方農政局長等に提出するものとする。なお、補助事業者が実施要綱別紙2第4の3に定める採択を受けようとする年度の申請については、地方農政局長等が別に定める日までに提出するものとする。

（交付決定の通知）

第5 交付金の交付決定の通知は、次により行うものとする。

- (1) 共同活動支援交付金及び農地・水保全管理支払推進交付金

地方農政局長等は、第4の(1)の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- (2) 向上活動支援交付金

地方農政局長等は、第4の(2)の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、交付決定通知書を都道府県が定めた者を經由して、補助事業者に送付するものとする。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第4号による変更（中止又は廃止）承認申請書を第4の交付申請の手續に準じて地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

なお、別表の3の経費の内容の欄に掲げる(2)、(3)及び(4)の経費の相互間の流用をしようとするときは、1によらなければならない。

（概算払の請求）

第7 補助事業者は、第5による交付決定の通知をもとに交付金の概算払を請求するときは、別記様式第5号により概算払請求書を作成し、第4の交付申請の手續に準じて地方農政局長等に提出するものとする。

（事業遅延の届出）

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金に係る事業の遂行が困難となった理由及び交付金に係る事業の遂行状況を記載した書類を第4の交付申請の手續に準じて地方農政局長等に提出しなければならない。

（状況報告）

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、次により行うものとする。

- (1) 共同活動支援交付金及び農地・水保全管理支払推進交付金

補助事業者は、交付金の交付のあった年度の12月31日時点において、別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに

地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(2) 向上活動支援交付金

ア 交付決定額が100万円以上の補助事業者にあつては、交付金の交付のあつた年度の12月31日時点において、別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、都道府県が定めた者を經由して地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

イ 補助事業者は、アに関わらず、交付金の遂行及び支出状況について、地方農政局長等の指示があつたときは、速やかに別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、都道府県が定めた者を經由して地方農政局長等に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 共同活動支援交付金及び農地・水保全管理支払推進交付金

規則第6条第1項に規定する実績報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、別記様式第7号のとおりとし、地方農政局長等に正副2部を提出しなければならない。

(2) 向上活動支援交付金

ア 補助事業者は、別記様式第8号による実績報告書を要綱別紙2第4の1に定める協定を締結した市町村の確認を経て、都道府県が定めた者を經由して地方農政局長等に提出するものとする。

イ 都道府県が定めた者は、アにより実績報告書の提出があつた場合は、別記様式第9号の実績とりまとめ報告書に補助事業者より提出された国宛ての実績報告書を添え、地方農政局長等に提出するものとする。

(実績報告書の提出期限)

第11 規則第6条第1項に規定する農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、地域協議会又は対象活動組織（集落）が交付金に係る事業を行う場合において、当該地域協議会又は当該対象活動組織（集落）に対し交付金の全額が概算払により交付されたときとする。

2 1の場合における規則第6条第1項の報告の期日は、交付金の交付の決定のあつた年度の翌年度の5月末日までとする。

(交付金の額の確定等)

第12 地方農政局長等は、規則第6条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第6に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、第5の交付決定の通知の手續に準じて補助事業者に通知する。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 2の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（ただし、都道

府県が当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内に地方農政局長等が定める日とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第13 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、交付金を交付金に係る事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、交付金に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までに掲げる場合において、2の返還を命ずるときには、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 2の交付金の返還及び3の加算金の納付については、第12の3の規定を準用する。

(財産の管理等)

第14 施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち1に規定する財産及び施行令第13条に規定するその他の財産については、規則に規定する期間内において、地方農政局長等の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第15 規則3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

第16 交付決定額の下限は、1地域協議会当たり3,500万円とする。ただし、地方農政局長等が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

別表（第2、第3及び第6の2関係）

事業	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 共同活動支援交付金	実施要綱別紙1第5により地域協議会が対象活動組織に対し共同活動支援交付金を交付するのに要する経費の財源に充てるため、資金を積み立てるのに要する経費	定額		別記様式第1号の記の2の(1)のアの資金積立額の増減
2 向上活動支援交付金	対象活動組織（集落）が実施要綱別紙2第3に規定する活動を行うために要する経費	定額		補助事業者の変更
3 農地・水保全管理支払推進交付金	(1) 地域協議会が実施要綱別紙3第2の1の(1)及び2の(1)の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		補助事業者の変更
	(2) 都道府県が実施要綱別紙3第2の1の(2)及び2の(2)の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		
	(3) 市町村が実施要綱別紙3第2の1の(3)及び2の(3)の規定に基づいて行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が市町村に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		
	(4) 地域協議会が実施要綱別紙3第2の2の(1)の規定に基づいて行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が地域協議会に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		

別記様式第1号(第4の(1)関係) (その1:地域協議会)

平成 年度農地・水保全管理支払交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道に事務所を置く地域協議会にあつては農林水産大臣  
沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

[地域協議会]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第4の(1)に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的

2. 事業計画及びその内容

(1) 共同活動支援交付金

ア. 共同活動支援交付金積立計画 (又は実績)

(単位:円)

区 分	前年度末資 金残高 ①	資金積立額 ②	資金取崩額 ③	資金残高 ④=①+②-③	資金運用益 ⑤	返還額 ⑥	次年度持越額 ⑦=④+⑤+⑥
共同活動支 援交付金						< >	
計						< >	

注1:「返還額⑥」欄の上段< >書きには、今年度交付額からの返還額を、下段には、今年度返還された交付金の総額を記載すること。

注2:実績報告にあつては、金融機関等の残高証明書等を添付すること。

イ. 共同活動支援交付金交付計画 (又は実績)

(単位:a、円)

区 分	対象農用地 面積	交 付 額 (国の共同活動支援交付金)
基礎支援		
田		
畑		
草地		
促進費		

注:実施要綱の別紙1の第4の規定に基づく交付額を記載する。

(2) 地域協議会推進事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1. 共同活動の推進		
(1) 推進・指導事務	(開催時期) (開催回数) (参加人数) 月 回 人	
ア 活動組織説明会開催		
イ 活動組織指導計画	(指導時期) (指導組織数) 月 組織	
ウ 推進手引き作成	(作成部数) 部	
(2) 地域活動指針等作成	(作成部数) 部	
(3) 交付事務	(支払件数) 件	
(4) その他の推進事務	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	
2. 向上活動の推進	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	
(1)		

注：「2. 向上活動の推進」は、要綱別紙3第3の2の(1)に基づき、都道府県が策定した事業実施に関する方針の中で、地域協議会推進事業として実施することと定めた事項を記載。

3. 経費の配分

(単位：円)

区 分	交付金に係る事業に要する経費 又は交付金に係る事業に要した経費	負 担 区 分	
		国の交付金	その他
1. 共同活動支援 交付金			
2. 農地・水保全管理 支払推進交付金			
合 計			

4. 事業完了予定（又は事業完了）年月日

5. 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 共同活動支援 交付金 (1) 交 付 金 (2) そ の 他					
2. 農地・水保全管 理支払推進交 付金 (1) 交 付 金 (2) そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 資金積立額 (1) 共同活動支援 交付金					
2. 農地・水全管理 支払推進交付金					
合 計					

別記様式第1号(第4の(1)関係) (その2:都道府県)

平成 年度農地・水保全管理支払交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
(北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第4の(1)に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的

2. 事業計画及びその内容

(1)都道府県推進事業実施計画(又は実績)

区 分	内 容	備 考
1. 共同活動の推進		
(1)第三者機関設置・運営	(設立年月日) (構成員数)	
ア 第三者機関設置	年月日 人	
イ 第三者機関開催	(開催時期及び検討内容)	
(2)地方裁量に係る方針作成	(実施内容)	
(3)その他の推進事務	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	
2. 向上活動の推進		
(1)第三者機関の設置・運営	(設立年月日) (構成員数)	
ア 第三者機関設置	年月日 人	
イ 第三者機関開催	(開催時期及び検討内容)	
(2)事業実施に関する方針等の作成	(活動内容)	
(3)推進・指導事務		
ア 活動組織(集落)への説明会の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人数)	
イ 活動に関する指導・助言	(指導時期) (指導組織数)	
ウ 推進手引き作成	(作成部数)	
	部	
(4)申請事務	(件数)	
(5)その他の推進事務	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	

注:「2. 向上活動の推進」は、要綱別紙3第4の(2)に基づき、都道府県が策定した事業実施に関する方針の中で、都道府県推進事業として実施することと定めた事項を記載すること。

## (2) 市町村推進事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1. 共同活動の推進		
(1) 協定締結	(締結時期及び締結件数) 月 件	
(2) 確認事務	(確認時期及び確認組織数) 月 組織	
(3) その他の推進事務	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	
2. 向上活動の推進		
(1) 協定締結	(締結時期及び締結件数) 月 件	
(2) 確認事務	(確認時期及び確認組織数) 月 件	
(3) 推進、指導事務		
ア 活動組織（集落）への説明会の開催	(開催時期)(開催回数)(参加者人数) 月 回 人	
イ 活動に関する指導・助言	(指導時期) (指導組織数) 月 組織	
(4) 申請事務	(件数)	
(5) その他の推進事務	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	

注：「2. 向上活動の推進」は、要綱別紙3第4の(2)に基づき、都道府県が策定した事業実施に関する方針の中で、市町村推進事業として実施することと定めた事項を記載すること。

## (3) 地域協議会推進事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1. 向上活動の推進		
(1)	(実施時期、実施回数及び実施内容等)	

注：「1. 向上活動の推進」は、要綱別紙3第3の2の(1)に基づき、都道府県が策定した事業実施に関する方針の中で、地域協議会推進事業として実施することと定めた事項を記載。

## 3. 経費の配分

(単位：円)

区 分	交付金に係る事業に要する経費 (又は交付金に係る事業に要した経費)	負 担 区 分		
		国の交付金	都道府県	市町村
1. 都道府県事業				
2. 市町村事業				
3. 地域協議会事業				
合 計				

4. 事業完了予定（又は事業完了）年月日

5. 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 都道府県事業 (1) 交 付 金 (2) そ の 他					
2. 市町村事業 (1) 交 付 金 (2) そ の 他					
3. 地域協議会事業 (1) 交 付 金 (2) そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 都道府県事業					
2. 市町村事業					
3. 地域協議会事業					
合 計					

別記様式第2号(第4の(2)関係)

申請先	
(国宛)	地方宛

平成○年度 農地・水保全管理支払交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県が定めた者(団体名)  
代表者名 殿

住 所  
組織名  
代表者名



平成○年度農地・水保全管理支払交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請する。  
なお、事業の内容等は、平成○年○月○日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

記

1. 交付申請額

事業費	交付申請額		その他
	国分	地方分	
円	円	円	円

2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 「1. 交付申請額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付申請額の地方分を区分して、金額を記載すること。
- 3 地方分の申請について、都道府県が定めた者が別に申請様式を定めた場合、「申請先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
- 4 採択申請時等に提出した規約、協定、活動計画又は交付金の振込先の内容から変更がある場合は、変更後の規約、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出すること。
- 5 前記4により、交付申請書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり申請する。」を「関係書類を添えて申請する。」とし、活動計画の変更がある場合については、「なお、事業の内容等は、平成○年○月○日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

別記様式第3号(第4の(2)関係)

平成○年度 農地・水保全管理支払交付金交付申請報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団体名  
代表者名

印

平成○年度において、別紙のとおり交付申請書の提出があつたので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知）第4の(2)のイに基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

記

1. 交付申請整理表（別紙第1）

(注) 整理表とともに対象活動組織（集落）が提出した交付申請書を提出すること。



別記様式第4号(第6関係) (その1:地域協議会、都道府県)

平成 年度農地・水保全管理支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

( 北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあつては農林水産大臣  
沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長 )

[地域協議会]

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名 印

又は

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、  
下記のとおり変更し [金 円の追加交付(減額承認)を受け] たいので、農地・水  
保全管理支払交付金交付要綱第6により、承認されたく申請する。

注：金額の変更のない場合は [ ] の部分は除くこと。

記

記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。

注： 交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配  
分を容易に比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経  
費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載す  
ること。

申請先	
(国宛)	地方宛

平成〇年度 農地・水保全管理支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿  
〔 北海道にあつては農林水産大臣  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県が定めた者(団体名)  
代表者名 殿

住 所  
組織名  
代表者名



平成〇年度に交付決定通知のあつた事業の実施について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請する。

なお、事業の変更内容等は、平成〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

記

1. 交付申請額

事業費	交付申請額		その他
	国分	地方分	
円	円	円	円

注：予算額を上段括書、変更申請額を下段に記載すること。

2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 「1. 交付申請額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付申請額の地方分を区分して、金額を記載すること。
- 3 地方分の申請について、都道府県が定めた者が別に申請様式を定めた場合、「申請先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
- 4 採択申請時等に提出した規約、協定又は活動計画の内容から変更がある場合は、変更後の規約、協定又は活動計画を添付し提出すること。
- 5 採択申請時等に提出した活動計画の内容から変更がある場合は、「なお、事業の内容等は、平成〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

別記様式第5号(第7関係)

平成〇年度 農地・水保全管理支払交付金概算払請求書

(対象活動組織(集落)の場合は都道府県が定めた者経由) 番 年 月 日 号

地方農政局長 支出官 地方農政局総務部長 〔北海道の場合は 農林水産大臣 農林水産省大臣官房経理課長 沖縄の場合は 内閣府沖縄総合事務局長 支出官 沖縄総合事務局総務部長〕	殿 殿	「地域協議会又は対象活動組織(集落)」 住 所 組織名 代表者名 <span style="float: right;">印</span> 又は 都道府県知事 氏 名 <span style="float: right;">印</span>
---	--------	---

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

記

1. 請求金額 金 円

2. 請求金額の内訳

平成〇年〇月〇日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③)
			金 額	〇月〇日まで 予定出来高	
	円	円	円	%	円

3. 事業の完了予定 平成 年 月 日

別記様式第6号(第9関係)

平成○年度 農地・水保全管理支払交付金遂行状況報告書

(対象活動組織(集落)の場合は都道府県が定めた者経由) 番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

「地域協議会又は対象活動組織(集落)」

住 所

組織名

代表者名

印

又は

都道府県知事 氏 名

印

平成○○年度農地・水保全管理支払交付金の事業の遂行状況について、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第9に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 事業遂行状況

区 分	事業費(A)	事業の遂行状況(B) (平成○年12月31日)	進捗率 (B)/(A)	備 考
	円	円		

別記様式第7号(第10の(1)関係)

平成 年度農地・水保全管理支払交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

( 北海道又は北海道に事務所を置く地域協議会にあつては農林水産大臣  
沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長 )

[地域協議会]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印  
又は  
都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知(及び平成 年 月  
日付け 第 号で変更通知)のあった交付金に係る事業について、下記のとおり実施  
したので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第10の(1)により、その実績を報告する。

記

記載事項は、別記様式第1号の記に準ずる。

注： 交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分(変更された場合は変更後の内容  
等)並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するもの  
とし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分につ  
いてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した  
資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

別記様式第8号(第10の(2)関係)

報告先	
(国宛)	地方宛

平成〇年度 農地・水保全管理支払交付金実績報告書

番 年 月 号 日

(〇〇市町村経由)  
 地方農政局長 殿  
 ( 北海道にあつては農林水産大臣  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県が定めた者(団体名)  
 代表者名 殿

住 所  
 組織名  
 代表者名



平成〇年度において交付決定のあつた農地・水保全管理支払交付金に係る事業について、下記のとおり、報告する。

記

1. 交付金の精算額

事業費	交付金の精算額		その他
	国分	地方分	
円	円	円	円

注：予算額を上段括書、精算額を下段に記載すること。

2. 交付決定日 平成 年 月 日

3. 事業完了日 平成 年 月 日

4. 事業の成果

対象施設		事業量		金額 (円)
		補修	更新等	
水路 (開水路) (パイプライン)	水路本体	m	m	
	付帯施設	箇所	箇所	
農道	農道本体	m又は 箇所	m	
	付帯施設	箇所	箇所	
ため池	堤体本体	箇所	箇所	
	付帯施設	箇所	箇所	
農地に係る施設				
事務費				
計				

注：農地に係る施設については、都道府県が策定する対象活動・対象施設に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。

- (注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。
- 2 「1. 交付金の精算額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付金の精算額の地方分を区分して、金額を記載すること。
- 3 地方分の実績報告書について、都道府県が定めた者が別の実績報告書の様式を定めた場合、「申請先」欄及び地方分の宛先を削除すること。
- 4 採択申請時等に提出した規約、協定、活動計画又は交付金の振込先の内容から変更がある場合は、変更後の規約、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出すること。
- 5 前記4により、実績報告書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり報告する。」を「関係書類を添えて報告する。」として提出すること。

別記様式第9号(第10の(2)関係)

平成○年度 農地・水保全管理支払交付金実績取りまとめ報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
組織名  
代表者名

印

平成○年度において、別紙のとおり実績報告書の提出があつたので、農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知）第10の(2)のイに基づき、下記関係書類を添えて、提出する。

記

1. 実績報告整理表（別紙2）

注： 整理表とともに、対象活動組織（集落）が提出した実績報告書及び市町村が提出した実施状況報告書を提出すること。



別紙2  
実績報告整理表

平成 ○ 年度

(2/2)

都道府県名	市町村名	地方負担分の交付団体名	活動組織（集落）番号	活動組織（集落）名	事業の成果（事業量）													
					水路				農道				ため池				（農地に係る施設）	
					水路本体		付帯施設		農道本体		付帯施設		堤体本体		付帯施設		（施設名）	
					補修 (m)	更新等 (m)	補修 (箇所)	更新等 (箇所)	補修 (m又は箇所)	更新等 (m)	補修 (箇所)	更新等 (箇所)	補修 (箇所)	更新等 (箇所)	補修 (箇所)	更新等 (箇所)	補修 (〇)	更新等 (〇)
〇〇市町村 計				集落	0	0			0	0			0	0		0	0	

注：農地に係る施設については、都道府県が策定する対象施設・対象活動に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。

## 財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名		事業名				事業実施年度			年度 ~		年度			
事業の内容				工 期		経 費 の 区 分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
名称	工種構造・規格	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)	経 費 内 訳(単位:円)			耐用年 数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							国の交付 金	地方分	その他					
計														

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 注3：摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 注4：この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。  
 注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。